

平成 14 年度厚生労働省税制改正（評価書）

制度名	精神障害者居宅生活支援事業に係る非課税措置の拡充		
改正の内容	<p>平成 11 年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正において、既存の法定事業である精神障害者地域生活援助事業に加えて、精神障害者居宅介護等事業と精神障害者短期入所事業を創設し、これらをあわせて精神障害者居宅生活支援事業として法定化するとともに、社会福祉事業として位置付けた。</p> <p>これに伴い、精神障害者地域生活援助事業に設けられている非課税措置を、精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業に対しても拡大する。</p>		
内容	減税見込額 (平年度)	11 百万円	
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>精神障害者に対するホームヘルプサービスやショートステイサービスを法定化し、在宅福祉施策を拡充することにより、地域で生活する精神障害者の社会復帰及び自立の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>在宅の精神障害者が安定的な生活を送っていくためには、生活の乱れ等による服薬中断や過重なストレスが発生することのないよう日常生活を支援する必要があるとともに、生活を共にする家族等が高齢化のため精神障害者の日常生活を支援する機能が低下したり、単身生活者が増加していることから、公的施策による生活支援体制の整備が求められている。</p> <p>(3) 施策の適正性（公平性・優先性等）</p> <p>平成 11 年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正において、既存の法定事業である精神障害者地域生活援助事業に加えて、精神障害者居宅介護等事業と精神障害者短期入所事業を創設し、これらをあわせて精神障害者居宅生活支援事業として法定化するとともに、社会福祉事業として位置付けた。</p> <p>これに伴い、既に精神障害者地域生活援助事業に設けられている非課税措置を、精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業に対しても同様に講じる必要がある。</p> <p>(4) 施策の効率性</p> <p>精神障害者居宅生活支援事業の推進に当たり、1 / 2 の国庫補助を行うこととしているが、税制面においても他の社会福祉事業と同様の優遇措置を講ずることにより、効率的に当該事業を推進し、在宅の精神障害者の社会復帰及び自立の促進を図ることができる。</p>		
政策の達成目標	精神障害者に対する在宅福祉施策の推進		
当該項目以外の支援措置	1 / 2 の国庫補助、社会福祉・医療事業団の融資		
担当課名	社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課		

減収見込額の算出根拠

(単位：千円)

	精神障害者居宅介護等事業	精神障害者短期入所事業
不動産取得税	7,564	181
固定資産税	2,647	63
都市計画税	567	14
特別土地保有税	-	-
事業所税	-	-
合計	10,778	258
	総計	11,036

1. 精神障害者居宅介護等事業

<基本事項>

事業所数

130 事業所

上記事業所数のうち、大半は他制度のホームヘルプサービスを提供しており、既に非課税措置を受けていると考えられるが、そのうち1割（13 事業所）が新たに精神障害者居宅介護等事業を行うために新設されるものと仮定。

事業所平均面積

ヒアリングを行った既存事業所の平均面積：105 m²

事業用地の価額

土地に係る固定資産税評価額は実勢価額の30%

実勢価額：平均地価 75,000 円 × 平均面積 105 m² = 7,875 千円

固定資産税評価額：7,875 千円 × 30% = 2,363 千円

事業用施設の建築費

家屋に係る固定資産税評価額は建築費の70%

建築費：平均単価 165,750 円 × 平均面積 105 m² = 17,404 千円

（平均単価：精神障害者社会復帰施設工事費基準単価 H12 全国平均）

固定資産税評価額：17,404 千円 × 70% = 12,183 千円

(1) 不動産取得税

(2,363 千円 + 12,183 千円) × 13 か所 × 4% = 7,564 千円

(2) 固定資産税

(2,363 千円 + 12,183 千円) × 13 か所 × 1.4% = 2,647 千円

(3) 都市計画税

(2,363 千円 + 12,183 千円) × 13 か所 × 0.3% = 567 千円

(4) 特別土地保有税

用地 2,000 m²超の施設はないと考えられる。

(5) 事業所税

用地 1,000 m²超、従業員 100 人超の施設はないと考えられる。

2. 精神障害者短期入所事業

< 基本事項 >

精神障害者短期入所事業における既存のショートステイ施設は、すべて既に非課税対象である精神障害者生活訓練施設に併設されているため、減収とはならない。

施設数

平成 13 年 3 月末 127 施設

障害者プラン（7 年間）における平均増加数：17 施設 / 年

今後も同様のペースで増加するものとしたとき、平成 14 年度以降は、精神障害者生活訓練施設の併設要件が緩和されるため、新設のショートステイ施設のうち 3 %（1 施設）が非課税施設への併設でないと仮定。

施設平均面積

32.7 m²（平成 12 年度及び 13 年度に内示した 34 箇所の平均）

事業用地の価額

土地に係る固定資産税評価額は実勢価額の 30%

実勢価額：平均単価 75,000 円 × 平均面積 32.7 m² = 2,453 千円

（平均単価：都道府県地価調査 H11 全国平均）

固定資産税評価額：2,453 千円 × 30% = 736 千円

事業用施設の建築費

家屋に係る固定資産税評価額は建築費の 70%

建築費：平均単価 165,750 円 × 平均面積 32.7 m² = 5,420 千円

（平均単価：精神障害者社会復帰施設工事費基準単価 H12 全国平均）

固定資産税評価額：5,420 千円 × 70% = 3,794 千円

（1）不動産取得税

（736 千円 + 3,794 千円）× 1 か所 × 4% = 181 千円

（2）固定資産税

（736 千円 + 3,794 千円）× 1 か所 × 1.4% = 63 千円

（3）都市計画税

（736 千円 + 3,794 千円）× 1 か所 × 0.3% = 14 千円

（4）特別土地保有税

用地 2,000 m²超の施設はないと考えられる。

（5）事業所税

用地 1,000 m²超、従業員 100 人超の施設はないと考えられる。